



平成 24 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 室長 百武 鉄雄
 (TEL. 03-3340-2111(代))

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 24 年 4 月 13 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」の開示を行い、同年 5 月 18 日開催の取締役会において、課徴金についての審判手続開始決定通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出する事を決議するとともに、同日付で「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」の開示を行いましたが、本日付で、金融庁より課徴金納付命令の決定を受けましたので、お知らせいたします。

今後当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金 191,819,994 円を国庫に納付いたします。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。株主、お客様、お取引先、その他の関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上